

情報セキュリティ 早期警戒パートナーシップ

脆弱性とは

脆弱性とは、ソフトウェア製品やウェブサイトの機能や性能を損なう原因となるセキュリティ上の問題箇所です。この脆弱性がソフトウェア製品やウェブサイトに存在した際には、その脆弱性の情報を関係者以外には知られぬよう適切に管理のうえ関係者に情報を送り、速やかに対策を施さなければなりません。

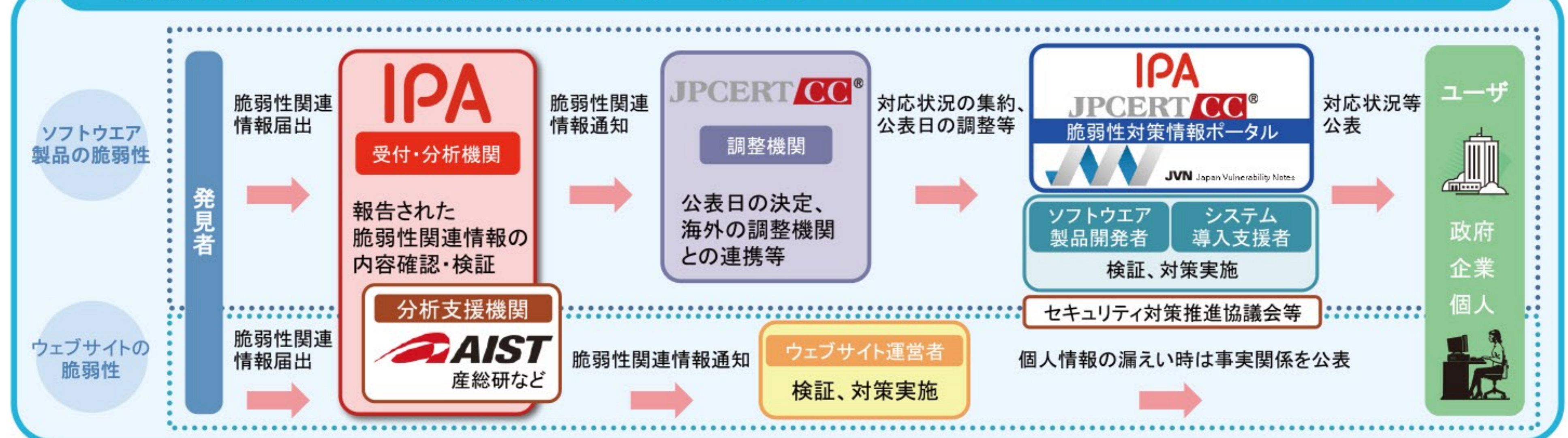
脆弱性関連情報の届出制度

経済産業省は、2004年7月7日に「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」を公示(2014年5月14日改正)し、脆弱性関連情報の届出の受付機関としてIPA、ソフトウェア製品の脆弱性関連情報について製品開発者への連絡及び公表に係る調整機関としてJPCERT/CCを指定しました。

官民連携したソフトウェア等の脆弱性関連情報流通の枠組み「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」の円滑な運用を促進し、高信頼性社会の実現をめざします。

IPAでは発見者から受け取った脆弱性関連情報を、本枠組みに参画する関係者及び関係業界における指針である「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」に則り取り扱っています。

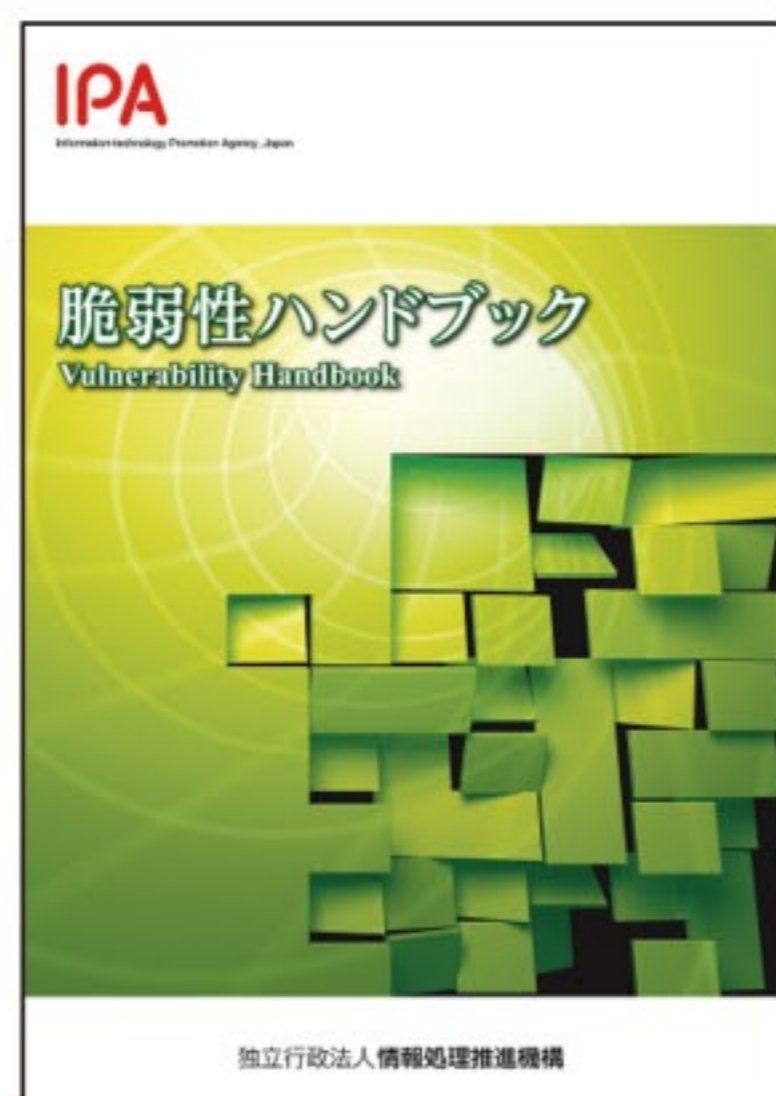
情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ [<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/report/index.html>]



※IPA:独立行政法人情報処理推進機構、JPCERT/CC:一般社団法人 JPCERTコーディネーションセンター、産総研:国立研究開発法人産業技術総合研究所

脆弱性ハンドブック

IPAでは本枠組みにおける対応をもとに、企業等の組織において、セキュリティを担当する方、ウェブサイトを運営する方、ソフトウェア製品を開発する方に望まれる脆弱性対応の施策をまとめ、広く対応を促しています。



関係者向けガイド・マニュアル

- ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル
- ウェブサイト運営者のための脆弱性対応ガイド
- セキュリティ担当者のための脆弱性対応ガイド

